

豊橋市ホームページバナー広告表現ガイドライン

（目的）

第1条 豊橋市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、豊橋市広告掲載要綱及び豊橋市広告掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、必要な事項を定める。

（禁止の表現及び構造）

第2条 バナー広告で次の表現及び構造を含んだものは、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたり、不快感を与えるおそれがあるため、禁止する。

- （1）「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- （2）アラートマーク（警告表示）
- （3）ラジオボタン（選択肢の表示）
- （4）テキストボックス（入力ができるもの）
- （5）プルダウンメニュー（下に選択肢があるもの）
- （6）動画、アニメーション、透過、静止画像の切替え等（画像が変するもの）

（豊橋市ホームページとの区別）

第3条 次の表現については、ユーザーが豊橋市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため禁止する。

- （1）豊橋市ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの。
- （2）ユーザーが豊橋市の事業であると錯誤しやすいもの。

（色調）

第4条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

（解像度）

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成22年11月22日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成23年11月9日から施行する。